

広島県告示第八百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
フアーマシイ新高山薬局	尾道市新高山三丁目一七〇番二四七号	平成二十三年九月一日
あい薬局平原店	尾道市平原一丁目二〇番五〇号	平成二十三年九月一日
ゆかわ脳神経外科クリニック	東広島市西条土与丸五丁目九番三四号	平成二十三年九月一日